表ワクチン）（シーズロット製剤）の部中									
「犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）	528,400	23,800	1mL未満の場合 41 1mL以上5mL未満の場合 14	13	13	2			
「犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症（部分精製赤血球凝集素）混合不活化ワクチン（シード）	528,400	23,800	1mL未満の場合 41 1mL以上5mL未満の場合 14	13	13	2			
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬ボルデテラ感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・ヘブドマディス）混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	364,300	423,600	35	2					
を	に								

改める。

○農林水産省告示第千十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五〇、六一〇円

適用期間　平成二十九年七月一日から九月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十九年七月一日から九月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一七、二三四円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、六八四円）

適用期間　平成二十九年七月一日から九月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二七、二七八円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、四二八円）

適用期間　平成二十九年七月一日から九月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五九、五三〇円

適用期間　平成二十九年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

第三号中「埼玉北部農業共済組合」を「旧埼玉北部農業共済組合」に改め、「大字」を削り、「平成十四年六月」を「平成十四年六月　平成二十九年三月」に改める。

第二十二号中「埼玉東部農業共済組合」を「旧埼玉東部農業共済組合」に、「平成十四年八月」を「平成十四年八月　平成二十九年三月」に改める。

第二百七十七号中「全国広域漁船保険組合」を「旧全国広域漁船保険組合」に、「平成十九年三月」を「平成十九年三月　平成二十九年三月」に改める。

第二百七十九号中「大阪府南部農業共済組合」を「旧大阪府南部農業共済組合」に、「平成十九年三月」を「平成十九年三月　平成二十九年三月」に改める。

第五百四号中「立川市柴崎町三丁目五番二十四号」を「渋谷区代々木二丁目十番十二号」に改める。

第五百五十一号の次に次の十一号を加える。

五百五十二	山形県農業共済組合	山形県天童市小関千三百三十三番地　平成二十九年四月
五百五十三	栃木県農業共済組合	栃木県宇都宮市下平出町前表三百十九番地一　平成二十九年四月
五百五十四	埼玉県農業共済組合	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目三百四十番地　平成二十九年四月
五百五十五	日本漁船保険組合	東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル　平成二十九年四月
五百五十六	全国漁業信用基金協会	東京都台東区東上野三丁目二十一番六号　平成二十九年四月
五百五十七	株式会社良寛	新潟県三島郡出雲崎町大字大門二百六十番地一　平成二十九年四月
五百五十八	長野県農業共済組合	長野県長野市大字中御所字岡田七十九番地五　平成二十九年四月
五百五十九	大阪府農業共済組合	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十三号　平成二十九年四月
五百六十	和歌山県農業共済組合	和歌山県和歌山市美園町五丁目一番地の一　平成二十九年四月
五百六十一	島根中酪株式会社	島根県出雲市平野町三百二番地　平成二十九年四月
五百六十二	碓氷製糸株式会社	群馬県安中市松井田町新堀甲九百九番地　平成二十九年五月

○経済産業省告示第百五十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月十八日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録の区分	外国登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 二　電熱器具 三　電動力応用機械器具 四　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	テュフ　ラインランド　香港　リミテッド 香港新界チュンワン半山街10―16　富華工業ビル3，4，11階

登録年月日　平成二十九年六月十八日

（参考）

テュフ　ラインランド　香港　リミテッドの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　香港　リミテッド（香港新界チュンワン半山街10―16　富華工業ビル3，4，11階）